

岩 高 第 2 0 1 号
平成 3 0 年 9 月 2 6 日

指定地域密着型サービス事業者 様
指定地域密着型介護予防サービス事業者 様
指定居宅介護支援事業者 様
指定介護予防支援事業者 様
地域支援事業等に係る指定事業者 様

岩見沢市健康福祉部長

指定地域密着型サービス事業者等の指定申請等に係る文書
等の削減について（通知）

日頃から、岩見沢市の介護保険事業についてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、指定地域密着型サービス事業者等の指定申請等について、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第80号。以下「改正省令」という。）が本年6月29日に公布され、10月1日より施行されることとなり、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について（平成30年6月29日老発0629第3号）により改正省令の主な内容及び改正省令に関連する文書等の取扱いが示されました。

これにより、指定地域密着型サービス事業者等の指定申請等に係る文書等が削減されますが、改正省令で削減される文書等のうち、市が独自に必要な文書等を「その他指定に関し必要と認める事項」として提出を義務付けますのでお知らせいたします。

なお、「指定居宅介護支援事業者指定手続の手引き」及び「岩見沢市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（介護予防訪問事業・介護予防通所事業）の指定手続及び総合事業費算定に係る体制届、介護職員処遇改善加算届の手引書」などについては、今年度末に改訂の予定があるため早急に必要な様式等の改訂以外は改訂しませんので、適宜今回の通知を参考にして読み替えをするようお願いいたします。

1 添付文書

- ・「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について（平成30年6月29日老発0629第3号）

※改正省令については、介護保険最新情報 Vol. 6 6 0（平成30年6月29日）でご確認ください。

2 市が独自に必要なとする文書等

- ① 当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費（第一号事業支給費）の請求に関する事項
- ② 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

3 その他

- ・この通知文は、市公式ホームページにも掲載しております。

岩見沢市公式ホームページ (<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/>)
→暮らし→「医療・福祉」高齢者福祉→（各サービス種別へ）

- ① 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域密着型（介護予防）サービス事業者

→「介護保険について」介護サービス事業者の方へ

→『居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型（介護予防） 共通事項』
(<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/content/detail/3110852/>)

- ③ 地域支援事業等に係る指定事業者

→「地域支援事業」●介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者の方へ
→『指定手続、変更届、加算の手引書』

(<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/content/detail/3098971/>)

地域密着型サービス等担当
高齢介護課 高田
TEL：23-4111（内線 367）
E-Mail:kaigo@i-hamanasu.jp

総合事業担当
健康づくり推進課
湯川、神馬
TEL：25-5540
E-Mail:chiiki-s@i-hamanasu.jp

老 発 0629 第 3 号
平成 30 年 6 月 29 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 80 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、平成 30 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）より施行することとしています。

改正省令の主な内容及び改正省令に関連する文書の取扱いについては、下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

記

第一 改正省令の概要

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）の一部改正

・指定申請に係る文書等を削減する観点から、介護保険サービスの指定等につき、以下の対応を行う。

1 申請者又は開設者の定款、寄附行為等

申請者又は開設者の法人格を確認する趣旨で、「申請者（又は開設者）の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等」の提出を求めているが、法人格については直近の登記事項証明書のみで確認できるため、申請者又は開設者の定款、寄附行為等の項目を削除する。

（全サービス）

2 事業所の管理者の経歴

事業所に適切に管理者を配置していることを確認するために提出を求めているが、経歴の情報が無くとも氏名、住所、生年月日の情報をもって配置が確認できるため、事業所の管理者の経歴の項目を削除する。

（（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を除く各サービス）

3 役員の氏名、生年月日及び住所

役員が欠格事由に該当しないことを確認する書類に付随して提出を求めているが、役員の氏名、生年月日及び住所の情報が無くとも代表者が誓約書にて誓約することをもって確認できるため、役員の氏名、生年月日及び住所の項目を削除する。

（全サービス）

4 当該申請に係る事業に係る資産の状況

申請者が適切に事業を実施できることを確認するために資産の状況の提出を求めているものがあるが、指定基準（設備基準）を満たしているかについては「事業所の平面図（並びに設備及び備品の概要）」により確認できるため、当該申請に係る事業に係る資産の状況の項目を削除する。

（全サービス）

5 当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項

申請者が適切に事業を実施できることを確認するために提出を求めているものであるが、介護給付費の請求手続きにおいてのみ求めることで足りるため、当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項の項目を削除する。

（（介護予防）福祉用具販売を除く各サービス）

6 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

介護支援専門員の配置状況を確認するために提出を求めているものであるが、別途提出する従

業者の勤務態勢及び勤務形態にて配置状況を確認できるため、介護支援専門員の氏名及びその登録番号の項目を削除する。

(訪問介護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、(介護予防)福祉用具販売、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問看護介護を除く各サービス)

第二 その他の文書の削減について

第一の対応に加え、各介護保険サービスに係る指定の申請等に際しては、「事業所の平面図」や「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。))並びに設備の概要」を記載した書類等を求める場合があるが、こうした書類等に付随して、写真を添付することを求める場合があるものと承知している。

「事業所の平面図」や「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。))並びに設備の概要」については、各介護保険サービス事業所が各サービスの指定基準に則ってサービス提供ができるかを確認するためのものであることから、これに写真を付随させる場合についても、指定の設備基準として規定されている事項を確認するためのものに限り、添付させることとされたい。

第三 その他の事項について

上記のような指定申請に係る文書の削減に合わせて、今後、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定複合型サービス事業所、指定特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する様式例について」(平成18年2月20日付事務連絡)及び「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考様式(案)について」(平成18年2月28日付事務連絡)においてお示しした指定申請に係る参照様式について、現在、その改正を検討しているところ。改正後の参照様式については、施行日を目途にお示ししたいと考えているため、こうしたものも活用したうえで、手続きの簡略化に努めていただきたい。

以上